

☆ 株式会社 若 鈴 一般事業主行動計画 ☆

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画書

すべての社員がその能力を十分に発揮できるよう、仕事と生活の調和を図り、社員全員が働きやすい環境をつくるため、次のように行動計画を策定する。

○ 計画期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

○ 目 標

所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定する。

○ 対 策

令和2年4月～	社員の残業時間を把握、検討を開始する。
令和2年5月～	朝礼・合同会議等で社員へ周知をする。
令和2年6月～	ノー残業デーを実施する。
令和3年6月～	ノー残業デーの年間の実態調査をし、現状把握をする。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画書

女性をはじめとする多様な人材が仕事と家庭を両立して働き続け、その能力を最大限生かせるよう、次のように行動計画を策定する。

○ 計画期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

○ 目 標

女性の技術職を1名以上採用する。

○ 対 策

令和2年4月～	大学等を訪問して、技術職を目指す女子学生の応募・案内を行う。
令和2年5月～	ホームページを利用して女性が活躍できる職場であることを情報発信し、積極的に採用活動を行う。
令和2年6月～	リクルートパンフレット等を女子学生にアピール出来るよう内容を検討し、盛り込んで採用活動を行う。